

国立大学法人岡山大学環境管理員規程

〔平成16年4月1日〕
〔岡大規程第60号〕

改正 平成20年3月31日規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学環境管理規則(平成16年岡大規則第31号。以下「規則」という。)第10条の規定に基づき、規則第6条に定める環境管理員について、必要な事項を定めるものとする。

(環境管理員の指名等)

第2条 規則第2条第2項に定める部局長(以下「部局長」という。)は、環境管理員を定め、環境管理センター長を経由して学長に報告するものとする。

2 部局長は、環境管理員を担当分野ごとに複数名指名することができるものとする。

3 部局長は、前項の環境管理員を変更したときは、環境管理センター長を経由して学長に報告するものとする。

(環境管理員の業務)

第3条 部局長は、環境管理員に規則第5条各号に掲げる業務を補佐させるとともに、次の各号に掲げる業務を担当させる。

一 環境管理に係る届出、申請及び報告

二 環境管理のため必要な環境管理センター及び他部局との連絡調整

(環境管理センター)

第4条 環境管理センターは、環境管理員に対し、必要な知識を教授するため、講習会を開催するものとする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、環境管理員に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。